

大会実施上の規定

東京都中学校体育連盟バドミントン部

中学生として節度あるスムーズな大会の進行を期すため、応援者、卒業生なども含めて本部の指示、及び次の規定を厳守すること。守れない場合には、出場停止を含む処分をする。

1 受付

大会開始時刻までに参加校の引率者が必ず公印を押した参加確認書を提出し、受付を済ませる。引率者が部活動指導員の場合は、部活動指導員確認書（校長承認書）も提出する。

2 監督・部活動指導員・コーチ・外部指導者・引率者・助言者

(1) 参加生徒の監督・引率は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は代表者・指導者とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合には、所定の「部活動指導員確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込時に提出する。なお、部活動指導員は拠点校方式チームを除いて他校の引率者にはなれない。（省令の言う部活動指導員と外部指導者とは違う。）

①小中一貫教育を行う学校において、都教委より小中兼務の発令を受けている小学校教員は、中学校の教員と考える。

② ここでいう教員とは公立学校の教諭・再任用教諭、私立学校教員のことである。

③複数の教員が引率する場合は、1名を監督、他の者をコーチとする。競技フロア内では監督証、コーチ証を常に着用する。

(2) 監督・引率者の特例

東京都中学校体育大会の生徒参加について、日常指導している校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者が引率できず、校長又は代表者がやむを得ないと判断した場合に限り、次に示す「監督・引率細則」により、校長又は代表者が承認した者の引率による参加を認める。ただし、細則による規程は、東京都中学校体育連盟が主催する大会に適用する。

(3) 外部指導者については次の条件をすべて満たし、大会本部が認めた者とする。

①当該校の校長の承認のもとで、継続的に部活動の指導にあたっている 20 歳以上の者で、当該年度の運動部指導者証（IDカード）の交付を受けている。

②参加確認書の所定欄に氏名を記入のうえ、受付時に運動部指導者証（IDカード）を提示する。競技フロア内では運動部指導者証（IDカード）を常に着用する。運動部指導者証を申請中の場合は、申請書のコピーを受付時に提示し、外部指導者証を受け取り、競技フロア内では常に着用する。なお ID カードには写真を貼付すること。

(4) 助言者は校長が承認した者とし、参加確認書の所定欄に氏名を記入し、競技フロア内では助言者証を常に着用する。

監督・引率細則

本細則が適用されるのは、学校又は地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の事情により、日常指導している校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者が引率できず、校長又は代表者がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者以外の引率を認めるものではない。また、合同チームの代表顧問による引率には適用しない。

(1) 引率者は、次の中から校長又は代表者が認めた者とする。

◎ 学校の場合

- ① 当該校の部活動を指導している外部指導者（IDカードを提示する。）
- ② 当該校の学校職員（個人種目のみ）
- ③ 当該生徒の保護者（個人種目のみ）

◎ 地域スポーツ団体等の場合

- ① 当該団体の職員（個人種目のみ）
- ② 当該生徒の保護者（個人種目のみ）

※ 個人種目のダブルスの場合は、2名の生徒に1名の引率者（保護者）が付くことで良いこととする。

(2) 校長・教員・部活動指導員又は代表者・指導者以外の引率者には、監督の資格を認めない。ただし、学校においては、合同チームの代表監督を除いて、校長が承認した外部指導者の監督資格を認める。

(3) 学校において、校長が認めた学校職員または保護者が引率する場合（個人種目のみ）は、校長が支部の当該競技専門委員又は東京都中学校体育連盟当該競技専門部役員等に監督依頼することができる。この場合の監督の任務は、会場における監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関わること（大会出場中の安全管理も含む。）のみとする。

※ 監督依頼の手続きについては、次のとおりとする。

① 校長が「監督依頼書」を1部作成し、監督を依頼する。

② 監督依頼書が受理されたら、校長は「監督依頼報告書」を3部作成（うち2部はコピー可）し、原本を競技専門部長、コピー1部を都中体連事務局に送付し、コピー1部を学校で保管する。

(4) 大会に出場するための責任は学校又は地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にある。したがって、その手続き（大会参加に必要な書類の記入及び提出、引率者・生徒への指導等）は校長又は代表者が行う。

(5) 引率者・監督として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じチーム・選手は失格となることもある。

(6) 引率上の留意点・大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

ア 引率時は、公の交通機関を利用する。

イ 引率上の責任は引率者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは保護者が行い、費用についても保護者負担とする。

ウ 引率に係る費用は、保護者が負担する。

エ 生徒の服装・持ち物等については、各学校・各競技専門部のきまりに従う。

オ 大会の結果と帰校報告又は帰宅報告を、当日中に顧問・指導者等各学校・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）から指示された者に行う。

カ 宿泊する場合は、学校・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）（大会本部）より指示された宿舎とする。

キ その他、引率に必要な事項を指導する。

② 大会会場における留意点等

ア 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

- イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- ウ 打合せ会等に出席し大会運営に協力する。
- エ ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規程に従う。
- オ 抗議及び問い合わせは校長が依頼した監督に連絡を取る。

(7) 部活動指導員の規程

部活動指導員とは、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成29年3月14日付け28ス庁704号）により、学校教育法施行規則78条の2に示されているものとする。

(8) 外部指導者の規程

- ①外部指導者とは、当該校長が、人格、指導面において優れていると認めた者（20歳以上：大学生は認める）であり、学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっており、公式試合の遂行ができる者のことをいう。また、事前に校長との間で、外部指導者として契約が文書でなされていること。
- ②申請にあたっては、大会ごとの申し込み用紙の外部指導者欄に記入すること。
- ③外部指導者の身分保障については、当該校が責任を負うものとする。
- ④規則違反、不適切な言動等があったときは、不適切者として会長又は競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ⑤常勤の教職員は、外部指導者として登録できない。
- ⑥この規程以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項のとおりとする。

(9) その他

- ①引率上の細目については、各競技専門部において別に定めることがある。
- ②東京都中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長又は代表者はこの点を確認して大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長又は代表者から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

(5) 監督・引率者は応援の者を含めて、最後まで責任をもって生徒を指導する。また、監督・コーチ・外部指導者・助言者は、大会要項・競技規則・大会実施上の規定・本部の指示などを遵守し、大会運営に協力する。

(6) 大会に出場する参加校の引率者、監督、部活動指導員、外部指導員、助言者等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者とする。

3 試合

(1) 試合では常にフェアプレーを心がけ、行動を速やかにする。また、相手を威嚇したり、不快の念を抱かせないようにマナーに注意する。

(2) 汗ふき及び水分補給、靴ひもの締め直し、ラケットの交換等が必要な場合は、主審の許可を得る。ただし、水分補給はフロアでの水分補給が認められている場合のみとし、入れ物はフタの閉められるものとする。

(3) 団体戦の試合前後には、選手と監督が整列し、あいさつをする。

- (4) 団体戦では、対戦相手が決まり次第速やかに本部にオーダーを提出し、選手は会場内に待機する。
- (5) 団体戦の1対抗を複数コートで行う場合、試合順にかかわらず団体の勝敗が決した時点で他の試合を打ち切る場合がある。
- (6) 団体戦でコートサイドの選手席に入れるのは、当該校の登録選手及び監督・コーチ・外部指導者とする。コーチ席にはそのうち2名以内とする。コーチは公認審判員規程第5条第12項コートの外からのアドバイスを厳守し、特に(8)コーチはマッチにふさわしい服装で臨み、体育館シューズで入場すること。(スリッパ・サンダル・裸足は不可)
- (7) 選手はシャトルがインプレーでないときに限り、コーチ席より試合中にアドバイスを受けることができる。ただし、プレーの進行を遅らせてはならない。
- (8) インターバルの時に競技区域内でアドバイスできるのは、当該校の監督・コーチ・外部指導者・助言者・生徒1名のうち2名以内とする。
- (9) インターバルを除いて、選手は主審の許可なくコートを離れることはできない。
- (10) 審判への質問については、審判員の判定に対して疑問のある場合は当該プレーヤーが、団体戦の場合は当該プレーヤーと監督に限り質問することが認められる。ただし、抗議あるいは異議であってはならない。

4 服装

- (1) 頭髪、服装は大会の品位を損なわないものとし、さっぱり整える。服装は日本バドミントン協会審査合格品とする。シャツは東京都中学校体育連盟バドミントン部認定のウェア(関東記念ウェア過去3年まで)・白単色の襟付きについては、着用を認める。また、ウェアから極端にはみ出すタイプのインナー等の着用は認めない。
- (2) 着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては以下の通り(公財)日本バドミントン協会競技規則 大会運営規程第4章第24条ウェア(上衣)の前面には、複数行の文字列の表示と、前番号の表示を認めているが、中学生が広告媒体となることはふさわしくないとの理由から、広告やスポンサー名およびスポンサーロゴは禁止し、学校名、または学校名の一般的略称に限る。文字列に校章を含めてもよい。
 - ①複数行の文字列は、高さ10cm、横40cmの範囲内に納まるものとし、チーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができる。(文字列にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい)
 - ②文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
 - ③前番号はウェア(上衣)前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。
大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。』
- (3) ウェア(上衣)の背面には、単一色で2行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。なお、3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。
 - ①文字列各行の大きさは、高さ6cm~10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名を水平表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。日本文字(楷書)を使い2行までで、上段に学校名、下段に姓とする。チーム内に同姓がいる場合には名前の一文字目を小さく入れること。ゼッケンを使用する場合、白の布地で縦20cm、横30cmの大きさを基準とする。(ゼッケンの場合の文字の色は、黒色または濃紺色とする。)

- ②プレーヤー名、チーム名の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。ただし、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。
- ③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。
- ④文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。

- (4) ウェア（上衣）の裾はマナーとして入退場、挨拶する際は下衣に入れること。
- (5) 健康器具などのネックレスや手首等にバンドなどを着用しての試合を禁止する

5 応援・会場使用

- (1) 応援は拍手のみを原則とし、会場全体の試合の妨げにならないようにする。フロアでの写真やビデオの撮影については原則不可とする。フロアを除く会場内での撮影は許可するが、会場の電源の使用はしない。報道機関や学校から依頼された業者（卒業アルバム等）等の撮影については、事前に競技役員に許可を取る。
- (2) 個人で撮影した画像や動画をSNSなどを通じて、インターネット上に公開しない。
- (3) 空いたコートを手勝手に使用しない。また、競技フロア内では試合の進行を妨げないように注意する。
- (4) 体育館シューズと外履きの区別は会場の規定をしっかりと守る。
- (5) 指定された場所以外には、絶対に立ち入らない。
- (6) カン・ビン類、菓子類は一切持ち込まない。
- (7) 昼食は指定された場所でとる。ゴミは必ず持ち帰り、会場やその周辺には残さない。
- (8) 更衣室には荷物を放置しない。特に貴重品は各自又は学校ごとに管理する。
- (9) その他、会場の使用にあたっては、会場の規定及び本部の指示に従う。

6 審判

- (1) 試合に負けた学校及び本部より指定された学校の生徒は、ただちに、本部の指示に従って、指定された試合の審判（主審・線審・得点表示）を担当する。
- (2) 審判は厳正にできぱきと行う。疑問点は本部に問い合わせる。
- (3) 線審は一ヶ所に一名のみ着席し、明確に判定する。
- (4) 試合終了後はすぐに本部に用具（含シャトル）を返し、結果を報告する。
- (5) 会場内の付属物にシャトルが触れた場合にはフォルトとする。
- (6) 次の場合には棄権とみなす。
 - ①怪我等で試合の続行が不可能な時。
 - ②主審の判定に服さない時。

7 危機管理対応

- (1) 各学校の引率者は、学校から会場までの往復の経路間での事故や災害（雷雨等）など緊急時の連絡方法や避難場所、避難方法等の確認をする。
- (2) 会場内の避難経路を確認する。
- (3) 地震、火災等発生時は、本部や体育館担当者の指示に従って行動する。
- (4) 事故等が発生したら、本部へ連絡する。
- (5) 生徒の健康観察をしっかりと行う。生徒の健康安全を第一に考える。

8 その他

- (1) 試合時間、コートなどが変更される場合があるので、常に進行の状況や放送に注意する。
- (2) 本部の指示に注意し、直ちに指示通りに行動する。
- (3) その他、不明な点、疑問などは本部に問い合わせる。
- (4) この規定は、2023 年 4 月 20 日より実施する。